

「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」 について、学識経験を有する者、関係住民等、関係県から いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系渡良瀬川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しています。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 4 河川維持管理の現状と課題	1	・河川維持管理の現状と課題について ・水質事故が発生した場合の関係機関との情報共有、被害軽減のための対策を実施する体制を早急につくるべき。	・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(1)水質の保全」に記載しています。
2. 5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題	2	・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害について ・鬼怒川の堤防決壊を踏まえた計画とすべき。	・ご意見の趣旨については、原案「2.5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害で明らかとなった課題」、「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。
2. 6 気候変動の影響による課題	3	・気候変動の影響による課題について ・現在の自然環境、気象変動の影響による課題を強く意識すべき。 ・今後の気候変動による影響を踏まえた計画にした場合、きちんと検討しないと現実的でなくなったり、環境整備ができなくなる心配がある。	・ご意見の趣旨については、原案「2.6 気候変動の影響による課題」に記載しています。 ・また、原案「5.2.1(11)河川等における基礎的な調査」に記載したとおり、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行ってまいります。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	4	・河川整備計画の目標に関する事項について ・計画期間内に着実に実施できる計画を策定すべき。その後は、さらに基本方針レベルの治水安全度を目指すべき。 ・整備計画のさらに先にある方針レベルの整備に向けて、より一段と整備促進、治水対策の推進をすべき。	・ご意見の趣旨については、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載しています。
4. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	5	・洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標について ・目標流量は妥当である。 ・河川整備計画の目標について、一般の市民の方々が分かるような説明にすべき。 ・河川整備計画の目標について、できれば高くしておくべき。 ・河川整備計画の目標について、観測流量等の説明があるべき。 ・河川整備計画の目標について、降雨量との関係を教えて頂きたい。	・「渡良瀬川河川整備計画」の目標については、全国の他の同様な河川の水準を踏まえ、年超過確率 1/30～1/40 とし、その水準に相当する流量を河川整備計画の目標流量としています。 ・また、原案「4.河川整備計画の目標に関する事項」に記載のとおり、河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うための中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直し、段階的、継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行うこととしています。 ・目標流量の設定にあたっては、「利根川の基本高水の検証について」と同様の考え方に基づき、過去の洪水データの点検を行った上で、利根川水系渡良瀬川河川整備計画の策定を検討しました。その内容はとりまとめ公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000679710.pdf

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 河川の整備の実施に関する事項	6	・河川の整備の実施に関する事項について ・この計画に基づいて整備を急ぐべき。 ・早急に整備計画を策定し、計画期間内に位置づけられた事業を着実に進めていくべき。 ・渡良瀬川本川において、中橋の架け替えや堤防整備など早期整備を図るべき。 ・秋山川の大臣管理区間について、改修を進めているが、早期完成を図るべき。また、旗川についても大臣管理区間の改修を進めるべき。 ・支川旗川の大管管理区間について、早期に整備すべき。 ・支川秋山川の改修を進めているが、引き続き整備すべき。 ・河川整備をするに当たっては、取水施設への影響を考慮すべき。 ・計画に対する事業費を明示するべき。	・早急に河川整備計画を策定し、これに基づく適切な整備等を進めてまいりたいと考えています。 ・原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ることとしています。 ・なお、具体的な施行の場所等については、原案「5.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。 ・河川整備を行う際には、取水への影響を考慮して行います。 ・河川整備計画は、河川工事の目的・種類・施行の場所等を定めるもので、事業費を定めるものではありません。 ・なお、治水対策の具体的な事業については、現在の予算規模の状況などを考慮し、実現可能性を確認しています。
	7	・治水対策について ・治水事業と水防とは一体的に考えていくべき。 ・ハード対策、ソフト対策、減災対策協議会の取り組みも含めて、治水対策を推進すべき。	・ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。
5. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	8	・堤防の整備について ・整備計画には、中橋の区間など、非常に堤防の低い箇所を整備を位置づけてほしい。 ・中橋付近は、堤防の高さが不足し、水害の危険性が高い重要水防箇所に指定されているため、早急に整備すべき。 ・桐生川の無堤地区である宿之島左岸に堤防を整備すべき。	・中橋の区間、桐生川の無堤地区を含めて堤防整備については、原案「5.1.1(1)堤防整備」に記載しています。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	9	・浸透・侵食対策について ・堤防の侵食対策は、事前、予防防災としてという位置づけであるべき。	・ご意見の趣旨については、原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載しているとおり、河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水等による災害に対する安全性の向上を図ることとしています。
	10	・橋梁架替について ・関係自治体と一体となって、中橋付近の堤防のかさ上げ、それに伴い中橋の架替を早急に実現すべき。	・中橋付近の堤防のかさ上げ、中橋の架替については、原案「5.1.1(1) 堤防の整備」、「5.1.1(4)橋梁架替」に記載しています。
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	11	・自然環境の保全について ・自然環境の保全、動植物に配慮という記載はあるが、その具体的な方策を記載すべき。 ・河川整備で工事をする場合にどういう工法であれば、環境保全につながるのかということを具体的に示すべき。 ・環境に関する内容について、具体的に書くべき。 ・専門家の意見をしっかり聞き、工事の必要性を徹底的に議論すべき。また、河川保全を前提にした工事をすべき。 ・専門家の意見を聞き、具体的に自然環境の保全をできるような計画とすべき。また、工事にあたっては、生物多様性の保全ができる工法をとるということを記載すべき。 ・地域固有の絶滅危惧種が多数生息している「多々良川」を追記すべき。	・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載しています。 ・河川整備計画は、河川工事の目的・種類・施行の場所等を定めるもので、必ずしも個別工事毎の工法等を示すものではありません。具体的に記載すべきというご意見については、河川環境は変化に応じて順応的に対応していくことが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら順応的に対応していきます。 ・「多々良川」を追記すべきとのご指摘に関しては、ご意見を踏まえて修文します。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	12	・ 外来種の抑制について ・ 外来種の駆除、抑制については、繁茂する前に工事段階から考えるべき。また、対策として薬剤を使用すると薬剤耐性の生物・植物が増えるため、薬剤は使用すべきでない。 ・ 外来種の抑制について、「工事の段階から外来種の侵入を防除するように配慮し」を追記すべき。	・ ご意見を踏まえて、案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に外来植生の抑制について、工事实施などから配慮する旨を記載しました。 ・ 薬剤に関するご意見については、今後の参考にさせていただきます。
5. 2. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	13	・ 河道の維持管理について ・ 川の流れや台風時の護岸への影響を考え、中州を早く取るべき。	・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(2)河道の維持管理」に記載しています。
	14	・ 水害リスク評価、水害リスク情報の共有について ・ 水害リスク評価は、施設整備によって、浸水継続時間がどの程度減るということを示すと、各地域における減災対策の参考になる。	・ ご意見の趣旨については、「5.2.1(10) 水害リスクの評価、水害リスク情報の共有」に記載しています。
	15	・ 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について ・ 地域住民と連携して、防災、減災意識を高めていくべき。	・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に記載しています。
5. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	16	・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について ・ 水利権量の弾力的な運用にも力を入れるべき。 ・ 渇水時にも揚水機場運転に必要な河川水位を確保していただきたい。 ・ 環境用水としての取水にも積極的に取り組むべき。 ・ 取水に配慮して、浚渫工事等を行うべき。 ・ 浚渫工事を行う場合は、利水者と協議をすべき。	・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載のとおり、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量及び取水量等を監視し、縦断的な流量変化を考慮した低水管理を実施することとしています。 ・ 環境用水については、事業者よりその水利使用の許可申請があった場合には、適切に審査してまいります。 ・ 浚渫工事等を行う際には取水への影響に配慮し、必要に応じて関係機関と調整の上、行ってまいります。

章 節	論 点 番 号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な 河川管理	17	・流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について ・森林や水源林の機能の保全については、記載されているとおりに実施していただきたい。 ・渡良瀬は上流域まで含めて砂防事業、河川事業も行っているため、総合的な土砂管理を行うべきであるが、環境のための土砂管理という側面も記載すべき。	・ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に記載しているとおりに、森林や水源林の機能の保全について、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続してまいります。 ・ご意見を踏まえて修文します。
その他	18	・河川整備計画の策定について ・渡良瀬川の河川整備計画の策定を速やかに進めて頂きたい。 ・計画の策定を早急にすべき。 ・頭首工や取水施設の状況に応じて河川整備計画を策定すべき。	・早急に河川整備計画を策定し、これに基づく適切な整備等を進めてまいります。 ・ご意見の趣旨については、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所」に記載しているとおりに、「河川維持管理計画」に基づき、計画的・継続的な維持管理を行うこととしています。
	19	・基本高水に関するご意見 ・流出モデルの数値だけではなく、実績流量や河川状況から数値を判断するという点を頭の中に入れておくべき。	・「利根川の基本高水の検証について」と同様の考え方に基づき、過去の洪水データの点検を行った上で、利根川水系渡良瀬川河川整備計画の策定を検討しました。その内容はとりまとめ公表しています。 http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000679710.pdf
	20	・その他 ・取水施設の全面が洗掘され、施設が壊れると取水が出来なくなるため、適切な対処をすべき。	・ご意見については、今後の参考にさせていただきます。
	21	・その他 ・計画策定後の渡良瀬らしさの整備計画を進めていくための情報発信をすべき。	・いただいたご意見については、今後検討してまいります。
	22	・その他 ・流域住民が安心して暮らせて、快適に河川を利用できるようにきちんと説明しつつ、整備をしっかりすべき。	・早急に河川整備計画を策定し、これに基づく適切な整備等を進めてまいります。